



まちづくりは人づくりから！ 大学・短大・専門学校進学者奨学生募集

本財団は、「米百俵」の精神に基づき、明日を担う人材の育成と教育の機会均等を図るため、大学などへの進学者を対象に、奨学金の貸付けを行っています。

このたび、令和8年度の奨学生を下記のとおり募集しますので、広く周知にご協力くださるようお願いいたします。

令和8年度 奨学生募集

1 主な特徴

(1) 貸付はすべて“無利子”

- ・貸与月額 上限7万円（3万円、5万円、7万円から希望金額を選択）
- ・貸与方法 半年分前払い（4月と10月に6カ月分）
- ・入学一時金 最大50万円を貸与可（初回交付時に10万円、20万円、30万円、40万円、50万円から希望金額を貸与可）

(2) 住民税非課税世帯を優先的に採用

経済的な不安により進学を断念しないように、学力基準を適用しないとともに、優先的に採用することで、進学を一層後押しします。

(3) 他団体の給付型奨学金との併用可

新規貸付者の約3割が併用（令和4年度から7年度の平均）

2 対象 長岡市出身の大学・短期大学・専門学校進学予定者 （長岡市に居住する世帯の子であること）

3 貸付期間 令和8年4月から在学する大学などの最短修学年限の卒業期まで

4 申し込み [一次] 12月下旬を目途に申込書類を在学・出身高校などへ提出 （採用決定は来年2月下旬）

[二次] 3月下旬を目途に申込書類を在学・出身高校などへ提出
（採用決定は来年4月下旬）

※二次募集は、一次募集の応募状況により実施の有無を決定します。

5 その他 応募資格、申込方法、貸付期間、返還などの詳細は、別添の「令和8年度奨学生募集案内」をご覧ください。

（参考）公益財団法人 米百俵財団 奨学金貸付制度 ※令和7年3月末現在の状況
昭和62年度から開始し、奨学生数は延べ1,178人。
貸与中の人数（返還中を含む）：433人、貸与中の総額：6億300万円

問い合わせ：公益財団法人長岡市米百俵財団事務局 田中
（ミライエ長岡企画推進室内）

TEL 0258-86-6008

＼ 夢に向かってがんばるあなたを応援 ／

令和8年度奨学生 募集案内

「まちづくりは人づくりから」・・・長岡市米百俵財団では、明日を担う人材の育成と教育の機会均等を図るため、長岡市出身の大学・短大・専門学校等進学者を対象に、奨学金の貸付けを行っています。

奨学金の特徴

- ◆無利子貸与型
- ◆貸与月額は最大7万円
- ◆最大50万円の入学一時金
- ◆他団体の給付型奨学金との併用可
- ◆住民税非課税世帯の子の採用基準を緩和

ご注意いただきたいこと

- ・当財団の奨学金は、将来、返還する義務があります。
必要以上の金額を借りると、将来、あなたの返還の負担が大きくなります。
借り過ぎに注意し、本当に必要な金額を借りるようにしてください。
- ・二次募集は、一次募集の応募状況により実施しない場合があります。



公益財団法人

長岡市米百俵財団

募集内容

1 応募資格

次のすべての条件を満たし、学校長の推薦が必要です。

- (1) 健康かつ人物優秀である者
- (2) 令和7年3月末日以前から引き続き長岡市に居住する世帯の子
- (3) 令和8年4月に新たに大学、短期大学又は専修学校専門課程に入学する人又はこれに準ずる外国の大学に留学する人。ただし、夜間部・通信教育部・大学院は除きます。
- (4) 学力基準
高等学校又は高等専門学校等の第1年時から申込時まで全履修科目の評定平均値が、次に該当する者
ア 大学・短期大学進学者 3.5以上
イ 専修学校専門課程進学者 3.2以上
- (5) 家計基準
生計維持者の貸与額算定基準額が189,400円以下であること
* 生計維持者とは、父と母をいう。父母がいずれもいない場合は、代わって生計を維持している人をいう。

【収入・所得の上限額の目安】

| 世帯人数 | 想定する世帯構成 | 給与所得者の世帯 (年間の収入金額) 例：会社員 | 給与所得者以外の世帯 (年間の所得金額) 例：自営業者 |
|------|-------------------------|--------------------------------|-----------------------------------|
| 3人 | 本人、親①、親②(無収入) | 716万円以下 | 536万円以下 |
| 4人 | 本人、親①、親②(※)、 中学生 | 803万円以下 | 552万円以下 |
| 5人 | 本人、親①、親②(※)、 中学生、小学生 | 905万円以下 | 629万円以下 |

※上記の表の「親②(※)」は、例として、給与所得の場合(左表)は収入300万円、給与所得以外の場合(右表)は所得200万円として、目安の上限額を計算しています。

- ・ 上記の表は、あくまでも目安です。上記の目安を上回っていても対象となる場合や下回っていても対象とならない場合があります。
- ・ 基準を満たしていても、必ず採用されるわけではありません。

2 住民税非課税世帯の子どもに対する支援

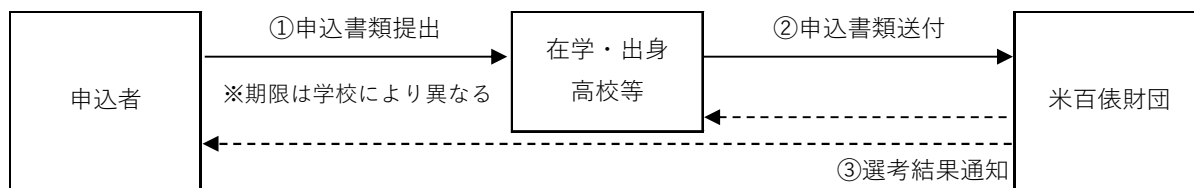
住民税非課税世帯(令和7年度の家計支持者全員の住民税所得割額が課されない世帯)の子で、次のいずれかに該当し、学校長の推薦が得られる者については、「1 応募資格」の「(4) 学力基準」は適用しません。

- ア 特定の分野において優れた資質能力を有し、進学先の学校において優れた学習成績を修める見込みがあること
- イ 進学先の学校における学習に意欲があり、進学先の学校において優れた学習成績を修める見込みがあること

3 申込方法

下記の書類を、在学・出身高等学校又は高等専門学校へ提出してください。

(提出された書類は、各学校から財団に提出されます。下記(3)、(4)の書類は、個人情報保護のため、封入提出しても構いません。)



| 提出書類 | チェック |
|---|--------------------------|
| (1) 奨学金借入申込書 | <input type="checkbox"/> |
| (2) 履歴書・家族状況調書（奨学金借入申込書の裏面に記入） | <input type="checkbox"/> |
| (3) 世帯全員の住民票の写し【続柄、世帯主の記載があるもの】 * 市役所等で交付を受けてください。(2) 履歴書・家族状況調書に記入した家族全員（別居の方も含む。）の住民票の写しを提出してください。 | <input type="checkbox"/> |
| (4) 市民税の「所得・課税証明書」【生計維持者全員（例：父と母）の「令和7年度(令和6年分)所得・課税証明書」】 * 市役所等で証明及び交付しています。 * <u>住民税所得割が非課税の世帯も、必ず生計維持者全員の課税証明書を提出してください。</u> | <input type="checkbox"/> |
| (5) 家計基準計算書 * 市民税の「所得・課税証明書」を基に作成してください。 * 住民税所得割が非課税の世帯は提出不要 | <input type="checkbox"/> |
| (6) 大学の合格通知書の写し又はこれに代わる入学を証する書類 * 進学先が未定の場合、後日提出とし、申込時に提出しなくてもかまいません。 | <input type="checkbox"/> |
| (7) 学校長推薦調書及び添付する学業成績調査書 * 必要事項を記入の上、各学校に提出してください。（残りの記入箇所と学業成績調査書は各学校で記入、作成します。） <u>住民税非課税世帯の子に該当する場合は、学業成績調査書の添付は不要です。</u> | <input type="checkbox"/> |

※ 詳しくは、別紙「申請書類作成上の注意事項」をよくお読みください。

4 申込期限（在学・出身高等学校又は高等専門学校への提出期限）

各学校により異なります。詳しくは各学校にご確認ください。

(参考) 各学校から米百俵財団への提出期限

一次募集：令和8年1月22日（木）まで

二次募集：令和8年3月26日（木）まで

5 採用の決定

奨学生選考委員会で書類選考のうえ決定します。

採用決定の時期（予定）

一次募集：令和8年2月下旬

二次募集：令和8年4月下旬

6 貸付額（無利息）

(1) 奨学金の貸付額

月額3万円、5万円、7万円から選択できます。

(2) 入学一時金の貸付額

希望者に対し、奨学金の初回の交付時に1回に限り一時金を貸付けます。

貸付額は、10万円、20万円、30万円、40万円、50万円から選択できます。

（入学一時金のみの利用はできません。奨学金とあわせて利用できます。）

7 貸付期間及び交付方法

(1) 貸付期間

令和8年4月から在学する学校の最短修学年限の卒業期まで

(2) 交付方法

半年分前払い（4月及び10月に交付）

交付は、支払月の5日（金融機関の休業日に当たるときはその翌日）に指定口座に振込みます。入学一時金は、奨学金の初回の交付とあわせて1回に限り交付します。

※二次募集の場合、初回の交付は5月下旬になります。

8 返還方法等

(1) 返還年限

貸付期間終了後1年間は据え置き、その後10年以内（貸付額が月額7万円の場合は15年以内）に全額を月賦払い（やむを得ない事情等がある場合は半年賦、年賦も可）で口座振替により返還していただきます。

なお、正当な理由なく返還を怠ったときは、所定の延滞金が課せられることがあります。

（参考）奨学金を4年間借りた場合の返還額（例）

| 貸与月額 | 48か月分 | | 入学一時金 | | 貸与総額 | | 返還年数 | 返還額 |
|--------|-------|---|-------|---|-------|---|------|---------|
| 3万円の場合 | 144万円 | + | 50万円 | = | 194万円 | → | 10年 | 年19万4千円 |
| 5万円の場合 | 240万円 | + | 50万円 | = | 290万円 | → | 10年 | 年29万円 |
| 7万円の場合 | 336万円 | + | 50万円 | = | 386万円 | → | 15年 | 年25万8千円 |

(2) 返還の猶予

大学院又は大学に在学するとき、海外に留学するとき、その他やむを得ない理由により著しく返還が困難なときは、返還を一時猶予することができます。

(3) 返還の免除

本人が死亡したとき、又は心身障害等のため返還が不能若しくは著しく困難となったときは奨学金の一部又は全部の返還を免除することがあります。

9 他団体が実施する奨学金との併用について

給付型奨学金（返済不要の奨学金）との併用が可能です。ただし、他団体の奨学金が併用を認めていない場合がありますので、ご注意ください。

なお、貸与型奨学金との併用はできませんので、重複して採用され、本財団奨学金の貸与を希望する場合は、他団体の奨学金を辞退していただくことになります。

<お問い合わせ>

公益財団法人長岡市米百俵財団事務局（長岡市地方創生推進部ミライエ長岡企画推進室内）

〒940-0062 長岡市大手通2-3-10 米百俵プレイス ミライエ長岡3階

TEL: (0258) 86-6008

FAX: (0258) 86-6073

E-mail: kome100@city.nagaoka.lg.jp

URL: <https://kome100.or.jp> →

